

# 「指導不適切教員」ガイドライン

「指導が不適切な教員の人事管理の厳格化」と称して教育公務員特例法以下、教特法の一部が改定（08年4月施行）されました。国会審議において、認定にあたって個人的な思想・信条など資質・能力以外の要素が入り込んでくる危険が指摘され、「摘発と排除」

## 主張

新聞全教

## 解説

の制度づくりでは、教員を萎縮させ意欲的な教育活動が妨げられると批判されました。その結果、「公正かつ適正な認定が行われるよう努めること。また、当該教員の意見を述べる機会を設

め」ガイドラインを作成したい」と国会答弁してました。これを年内目途に作成するため、学識経験者などで構成する「調査研究協力者会議」を8月に発足、検討を重ねています。

見を述べ、いかなる段階であるにせよ不服を申し立てる普遍的な権利が教員に与えられていることを示す証拠はない」ことなどに「注目」し、見直しを勧告しています。

「指導不適切教員」認定に際し、判定委員会における本人の弁明の機会を保障すること。その際同僚・弁護士との同席を認めること。また、校長の具申内容の本人開示とともに、異議申し立て権を保障すること。

## 教員の教育への意欲そぐ 「摘発と排除」は許されない

けるなど配慮する」との附帯決議がつけられました。

文科省が推進している「指導力不足教員」政策について、ILO・ユネスコ

「指導不適切教員」をつくらない条件整備を基礎に、CEARTの来日調査も予定されており、勧告の水準を満たしたガイドラインとするため次のことを要

「指導不適切教員」の定義を明確にし、精神疾患を除外すること。  
特別研修の場における人権蹂躪、退職強要を根絶すること。

文科省は、「全国的な教育水準の確保を図る観点から、認定基準等関連する仕組みの在り方を提示するため、（任命権者の参考のため、）

文科省は、「全国的な教育水準の確保を図る観点から、認定基準等関連する仕組みの在り方を提示するため、（任命権者の参考のため、）

「委員会の出席して意見を述べ、いかなる段階であるにせよ不服を申し立てる普遍的な権利が教員に与えられていることを示す証拠はない」ことなどに「注目」し、見直しを勧告しています。

教職員団体からのヒアリングを行うこと。  
全教副委員長 新堰義昭